

議案第137号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。

(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（葛飾区における任命権者によって任用される場合に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員

(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（葛飾区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第17条第2項及び第32条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第4号（）」の次に「同条」を加える。

第16条中「次条」の次に「及び第17条の2」を加える。

第17条第1項中「この条及び第32条において」を削り、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第30条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第4号（）」の次に「同条」を加える。

第31条中「次条」の次に「及び第32条の2」を加える。

第32条第2項中「報酬」の次に「の額」を加え、「100分の130」を「100分の120」

に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加える。

第3章中第32条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第32条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年度における給与の差額の支給日)

- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第3項に規定する増額等改定があった場合に生じた給与の差額の支給日は、令和5年度に限り、令和6年2月15日とする。